

改正

平成21年3月30日教育委員会規則第3号

平成24年11月21日教育委員会規則第4号

平成25年3月22日教育委員会規則第2号

平成26年5月15日教育委員会規則第3号

平成29年 月 日教育委員会規則第 号

立川市地域学習館条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、立川市地域学習館条例（平成19年立川市条例第21号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者登録)

第1条の2 地域学習館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ施設予約システム利用者登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）により、利用者登録を受けなければならない。ただし、個人の使用に係るものを除く。

2 前項の規定による申請があったときは、登録申請書を審査し、利用者登録をしたときは、施設予約システム利用者登録済書（第2号様式）を交付する。

(団体使用の申請)

第2条 条例第5条の規定により、地域学習館を使用しようとする団体は、使用申請前に施設予約システム（以下「システム」という。）により予約し、施設使用申請書（第3号様式）により申請しなければならない。この場合において、第7条第1項各号に掲げる団体（以下「社会教育関係団体等」という。）にあつては、システムの抽選の方法により予約することができる。

2 前項の規定による予約及び申請の期間は、特に必要があると認めるときを除き、別表第1に定めるとおりとする。

3 使用に当たって支障がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、施設等を使用しようとする日（以下「使用日」という。）に使用の申請をすることができる。

4 同一の内容で引き続いて2日以上の使用を申請するときは、第2項の規定にかかわらず、その使用日の初日をもって使用日とみなす。

5 第6条本文に規定する使用回数を超えて使用しようとする団体は、第1項の規定にかかわらず、

使用日前1月の属する月の初日から使用日の前日までに地域学習館使用申請書（第4号様式）により申請しなければならない。

（個人使用の申請）

第2条の2 条例第5条の規定により、施設等を使用しようとする個人は、使用日前1月の属する月の初日から使用日の前日までに地域学習館使用申請書により使用の申請をしなければならない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、個人の申請について準用する。

（使用の承認）

第3条 第2条及び前条の規定による使用の申請を承認したときは、施設使用承認書（第5号様式）を使用者に交付する。

2 前項の規定による使用の承認は、使用申請のあった施設等ごとに抽選による場合を除いて、予約のあった順序による。ただし、附属設備及び物品並びに個人の申請が同時のときは、協議又は抽選により定める。

（附属設備等の使用料）

第4条 条例別表第2備考第5号の規定により定める附属設備及び物品の使用料は、別表第2に定めるとおりとする。

（使用期間）

第5条 地域学習館の使用期間は、同一の内容で引き続いて5日を超える使用をすることができない。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用回数）

第6条 地域学習館の使用回数は、1月につき各地域学習館の使用を通算して5日を超えることができない。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第7条 立川市教育財産等使用料事務委任規則（昭和55年立川市規則第24号）第2条の規定（以下「委任規定」という。）に基づく条例第10条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる使用を対象とし、使用料を免除する。ただし、第4号から第7号までに掲げるものが、1,000円を超える入場料等を徴収する場合は減免の対象としない。

- （1） たちかわ市民交流大学事業及び立川市地域学習館運営協議会事業のための使用
- （2） 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が行うその主たる目的のための使用
- （3） 市及び市が設立した一般社団法人又は一般財団法人が行うその主たる目的のための使用

- (4) 市内の社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体及びそれに準ずる団体が行うその主たる目的のための使用
- (5) 市内の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る団体が行うその主たる目的のための使用
- (6) 市内の官公署が行う市民を対象とする事務及び事業のための使用
- (7) 市内の公共的団体が行うその主たる目的のための使用

2 申請者が使用料の減免を受けようとするときは、使用の申請と同時に施設使用料減免申請書（第6号様式）により申請しなければならない。ただし、社会教育関係団体等にあつては、これを省略することができる。

（使用条件の変更等）

第8条 第3条の規定により施設等の使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）が使用条件を変更し、又は使用を取り消そうとするときは、速やかに申し出なければならない。

（使用料の還付）

第9条 委任規定に基づく条例第11条の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域学習館の使用前に火災、水災、震災その他の災害（以下「災害」という。）により使用できなくなった場合 全額
- (2) 地域学習館の都合により使用承認を取り消した場合 全額
- (3) 地域学習館の使用中に災害により使用時間の2分の1以上使用できなくなった場合 100分の50に相当する額

2 前項の規定により還付を受けようとするときは、地域学習館使用料還付申請書（第7号様式）により申請しなければならない。

（使用の制限）

第10条 条例第6条第4号に規定するその他不適当と認めるときとは、次の各号のいずれかに該当するものを使用の目的とするときという。

- (1) もっぱら営利を目的とする催し又は集会
- (2) 酒宴を目的とする催し又は集会
- (3) 勧誘行為を伴う政党活動
- (4) その他地域学習館活動を阻害すると認められる行為

2 使用承認を受けた後、第8条の規定による変更の届出を行わず、使用日に使用を行わなかった

とき又は承認された使用目的以外の目的で使用されたときは、その使用日以降の使用について制限を加え、又は使用を拒否することができる。

(販売、寄附行為等の禁止)

第11条 使用者は、使用申請のときに承認を受けたもの以外は、地域学習館において販売又は金品の寄附募集の行為を行ってはならない。

附 則

- 1 この規則は、平成19年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 立川市公民館条例施行規則（昭和46年教育委員会規則第1号）は、廃止する。
- 3 施行日前にこの規則による廃止前の公民館条例施行規則の規定により行われた立川市公民館の使用の申請若しくは承認又は納付された使用料で、施行日以後の使用に係るものは、この規則の相当規定により行われた地域学習館の使用の申請若しくは承認又は納付された使用料とみなす。

附 則（平成20年3月17日教育委員会規則第2号）

- 1 この規則は、平成20年3月20日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の立川市地域学習館条例施行規則第1条の2、第2条及び第3条第1項の規定は、施行日から同月26日までの期間にシステムの抽選により予約をするものから適用し、第1条の2に規定する申請及びこれに係る事務は、施行日前において行うことができる。
- 3 この規則による改正後の立川市地域学習館条例施行規則第3条、第4条及び第7条第2項の規定は、前項に掲げるものを除き、平成20年4月1日以後に使用の申請をするものから適用し、同日前に使用の申請をしたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月30日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月21日教育委員会規則第4号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月15日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成26年5月15日から施行する。

附 則（平成29年 月 日教育委員会規則第 号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分		予約の期間	申請の期間
社会教育関係団体等	システムの抽選によるもの	使用日前4月の属する月の20日から26日まで	使用日前4月の属する月の27日から起算して15日以内
	システムの抽選によらないもの	使用日前3月の属する月の初日から使用日の前日まで	予約をした日（以下「予約日」という。）から起算して15日以内。ただし、使用日前14日から使用日前日までに予約したときは、使用日まで
その他		使用日前2月の属する月の初日から使用日の前日まで	予約日から起算して15日以内。ただし、使用日前14日から使用日前日までに予約したときは、使用日まで

備考

申請の期間には、条例第7条に規定する休館日を含めるものとする。

別表第2（第4条関係）

附属設備及び物品の名称		単位	使用料
ピアノ	グランド	1台	1,300円
	アップライト	1台	700円
映写機		1台	700円
移動式観覧席		1回	1,300円
ビデオプロジェクター		1台	700円
AV卓		1式	700円

第1号様式（第1条の2関係）

第2号様式（第1条の2関係）

第3号様式（第2条関係）

第4号様式（第2条の2関係）

第5号様式（第3条関係）

第6号様式（第7条関係）

第7号様式（第9条関係）